

受 付 票

(兼特定個人情報の取扱いに関する同意書)

受付年月日	令和7年 月 日		
納税地(住所)	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
申告される方の氏名	フリガナ	電話番号	()
	漢字	生年月日	大・昭 平 年 月 日

ご相談内容 (該当箇所に「✓」)

- 給与・年金の方
 事業所得の方
 消費税(一般・簡易)
- 不動産所得の方
 各種届出
 その他()

マイナンバー(個人番号)がわかる書類の持参【有・無】 (いずれかに○をしてください。)

特定個人情報(マイナンバー)の取扱いに関する同意書

★申告相談等に当たっては、以下の事項をご確認いただき、該当する事項のチェック欄に「✓」を付してください。

中国税理士会 徳山支部
従事税理士 殿

《e-Taxで提出する方》

- 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の従事税理士に通知するとともに、上記の従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。
- 私は、上記の手續に当たり、上記の従事税理士が私の特定個人情報(マイナンバー)を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

- 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記の従事税理士が私の特定個人情報(マイナンバー)を取り扱うことに同意します。

記

1. 令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書
 2. 令和6年分消費税及び地方消費税の確定申告書
 3. 平成・令和____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書
 4. 個人事業の開業・廃業等届出書
 5. _____

- (注) 1 この「受付票」は、受付の整理及び特定個人情報等の取扱いに関する同意事項を明らかにするために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 中国税理士会徳山支部及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- 3 中国税理士会徳山支部及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください

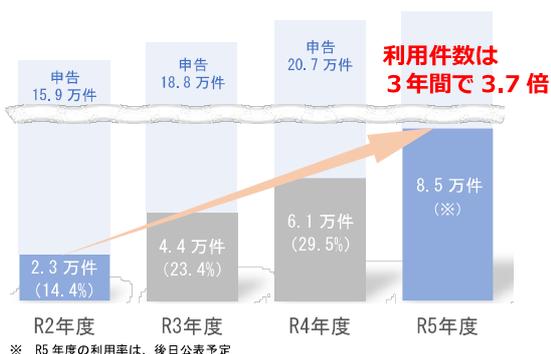


国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① **24時間申告可能** (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代(紙代)・交通費を削減

メリット② **提出書類をデータ保存**

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ **キャッシュレスによる納税もスムーズ!**

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者(相続人等)の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和7年1月以降、e-Taxのマイページにおいて、過去にe-Tax送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Taxのマイページでは、財産取得者本人が、e-Taxに登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

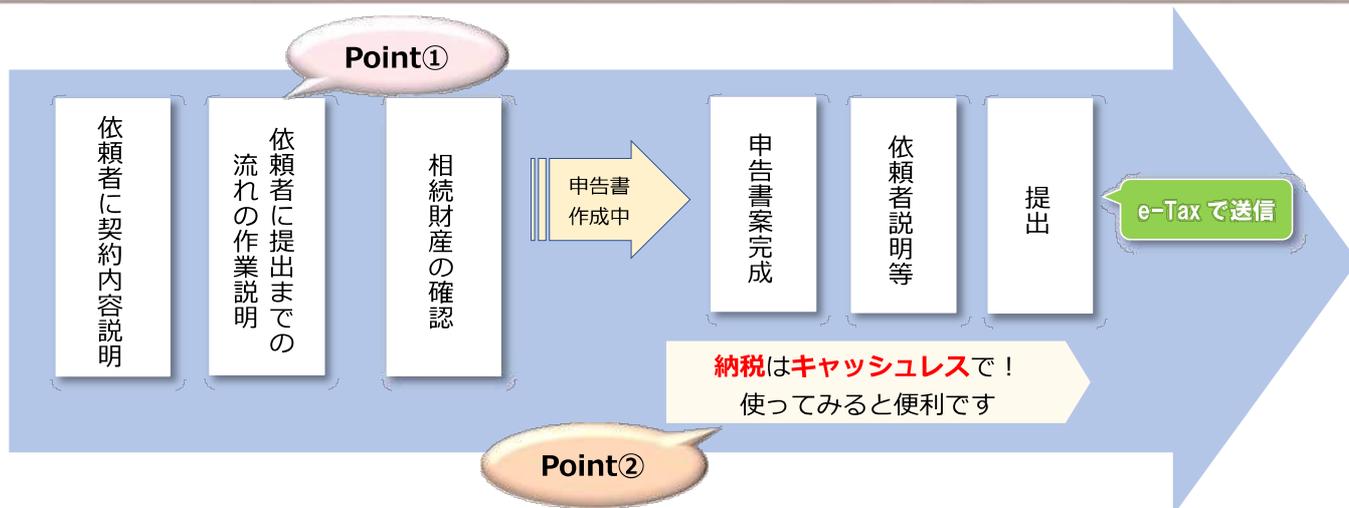
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから





Point①

まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者(相続人等) 全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクトの詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- 現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- 相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局(沖縄国税事務所を含む)・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)



「利用者識別番号」が不明な場合は

簡単！
便利！

「変更等届出書」の具体的な入力例を裏面でご紹介！



これで確認

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
 - 複数人分の利用者識別番号が1件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
- (※) 相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページなどから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。



分かる

取得済の利用者識別番号を使用

分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認
⇒ パスワードのリセットを併せて行うか否かで手続きが異なります。

取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 利用者識別番号をオンラインで即時発行

パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（上段）をご覧ください。

パスワードをリセットする

「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（下段）をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

パスワードをリセットしない場合 (複数人の利用者識別番号を確認する場合)

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

納税地 (〒 - -) (電話番号 - - -)

住所又は居所 (法人の場合) (電話番号 - - -)
本店又は主たる事務所の所在地
フリガナ
法人等の名称

① 住所・氏名等

④ 送信先
税務署長殿 (事業内容) (〒 - -) (電話番号 - - -)
〒 - - - - - 大正・昭和・平成・令和
生年月日 年 月 日

「電子証明書の更新等」を選択

届出の内容
変更等
 暗証番号等の再発行
 税務代理による利用の取りやめ
 電子証明書の更新等
 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ
 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の開始
 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の取りやめ
(注) 変更する内容に応じて✓を付してください。

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等 (電話番号 - - -)

代表者(①に入力した財産取得者)以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者(相続人等)の「住所・氏名・生年月日」を入力

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力
⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者(例えば、配偶者など)を代表者として①に入力

② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び「PWリセット不要」と入力
⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の「住所・氏名・生年月日」を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
※ 財産取得者(相続人等)へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知(郵送)されません。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

パスワードをリセットする場合

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

納税地 (〒 - -) (電話番号 - - -)

住所又は居所 (法人の場合) (電話番号 - - -)
本店又は主たる事務所の所在地
フリガナ
法人等の名称

① 住所・氏名等

④ 送信先
税務署長殿 (事業内容) (〒 - -) (電話番号 - - -)
〒 - - - - - 大正・昭和・平成・令和
生年月日 年 月 日

「暗証番号等の再発行」を選択

届出の内容
変更等
 暗証番号等の再発行
 税務代理による利用の開始
 電子証明書の更新等
 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ
 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の開始
 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の取りやめ
(注) 変更する内容に応じて✓を付してください。

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等 (電話番号 - - -)

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力
⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
- なお、財産取得者(相続人等)へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知(郵送)します。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

注1 e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの)を使用して代理送信してください。

注2 「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。

e-Taxマイページへの「贈与税申告」情報の追加

- ✓ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後の贈与について、相続時精算課税の基礎控除が創設されるとともに、相続等で財産を取得した者の相続税の課税価格に加算される暦年贈与の期間が相続開始前7年以内に延長されることとなった。
- ✓ 相続人等が相続税の申告を行う際に、被相続人から受けた贈与の内容を確認して相続税申告書が作成できるよう、マイページにおいて、過去に提出された贈与税申告書（e-Tax提出分）を表示する（※）。

※ 申告書を表示するためには、マイナンバーカードでログインする必要。

②新規画面を作成し、申告書を一覧で表示

※ 申告書と同時に送信された評価明細書などは確認可（イメージ添付資料は不可。）。

①「贈与税関係」を追加

②新規画面を作成し、申告書を一覧で表示

（注）上記の画面は開発中のものであり、今後変更の可能性があることに留意。

令和5年度

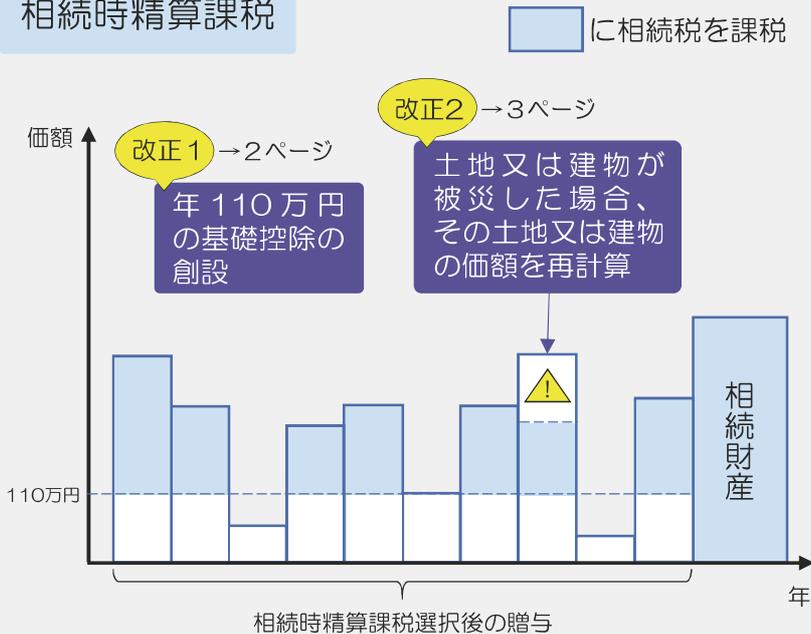
令和6年1月1日施行

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

概要

相続時精算課税



贈与税

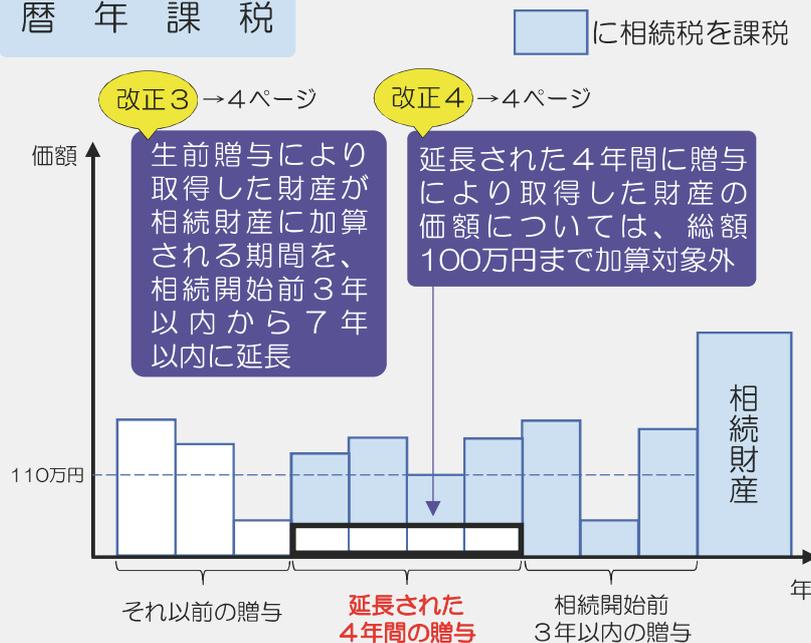
相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額(110万円(注))**を控除し、特別控除(最高2,500万円)の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

(注) 2ページの※3をご覧ください。

相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額(改正2の適用がある場合には、改正2の再計算後の価額)から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特別税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。**

令和5年6月



税務署

この社会あなたの税がいきている

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

- ※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。
なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。
- 2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。
- 3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。
- （注） 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
（法定相続人：配偶者1人、子2人）

【贈与時（贈与税）】		【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円	相続財産 1,500万円	0円
3,190万円 ↳【改正後】 基礎控除：110万円	20%課税 → 納付税額 138万円 特別控除 2,500万円	4,690万円 < 4,800万円 （相続税の基礎控除） ↳【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円 → 納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付	
【参考】 暦年課税 の場合	納付税額：1,180万円 （特例税率による算出額）	納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税の改正に関するQ&A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、**令和6年1月1日以後**に災害（※1）によって**一定の被害**（※2）を受けた場合（その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限り。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額から、その**災害による被災価額を控除した残額**とすることができます。

※1 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

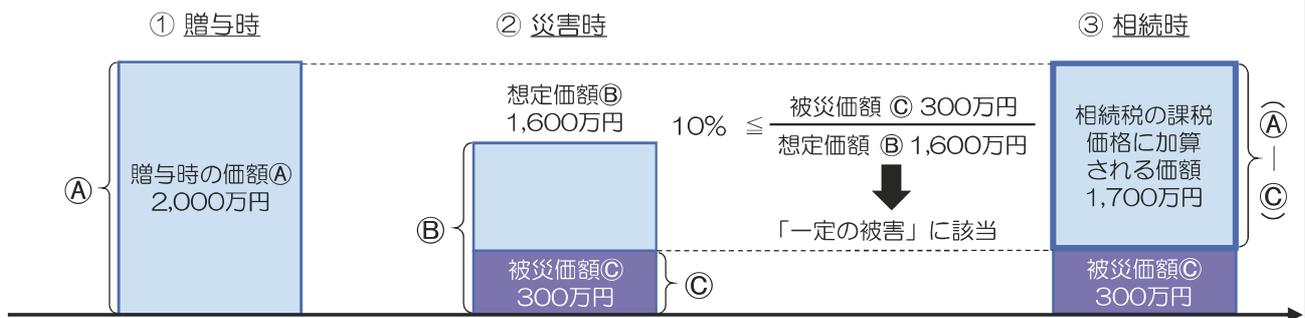
2 一定の被害とは、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額（注1）のうち、その土地又は建物の被災価額（注2）の占める割合が10%以上となる被害をいいます。

（注1） 想定価額とは、その建物の災害発生日における一定の算式により求めた価額をいいます。

（注2） 被災価額とは、被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額をいい、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額を限度とします。

特例の計算イメージ

（例）特定贈与者から贈与により取得した**建物**が被災した場合



特例に関するQ & A

問1 この特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税適用者が、この特例の適用を受けるためには、原則として、その災害発生日から3年を経過する日までに、災害による被害額や保険金などにより補填される金額などの事項を記載した申請書に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、相続時精算課税適用者が上記の承認を受けた後に、保険金の支払を受けたことなどにより被災価額に異動が生ずる場合には、遅滞なく、異動が生ずる事由等を記載した届出書等を所轄税務署長に提出しなければなりません。

問2 この特例と、災害に関する他の措置との関係について教えてください。

答2 相続時精算課税適用者が、被害を受けた土地又は建物について、災害減免法（※）により贈与税の軽減等の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、この特例は適用できません。災害減免法については、国税庁ホームページに情報を掲載しております。

※ 災害減免法とは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」をいいます。



⇒ 詳しくはこちら

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算することとされます。

加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

加算対象期間等の見直しに関するQ&A

問 夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和5年4月1日	② 令和6年3月10日	③ 令和7年3月15日	④ 令和7年5月20日	⑤ 令和8年5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答 お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産〕

〔相続開始前3年以内の贈与財産〕

長男：〔(②200万円+③100万円) - 100万円〕 + 〔④100万円+⑤200万円〕 = 500万円

長女：〔(②150万円+③300万円) - 100万円〕 + 〔④200万円+⑤200万円〕 = 750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

- このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、タックスアンサー（よくある税の質問）など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
- ◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



Check



財務諸表データの作成方法

【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

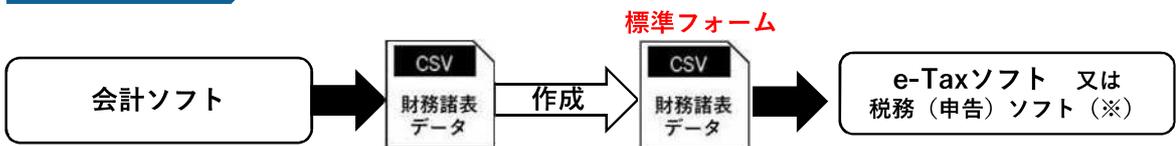
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

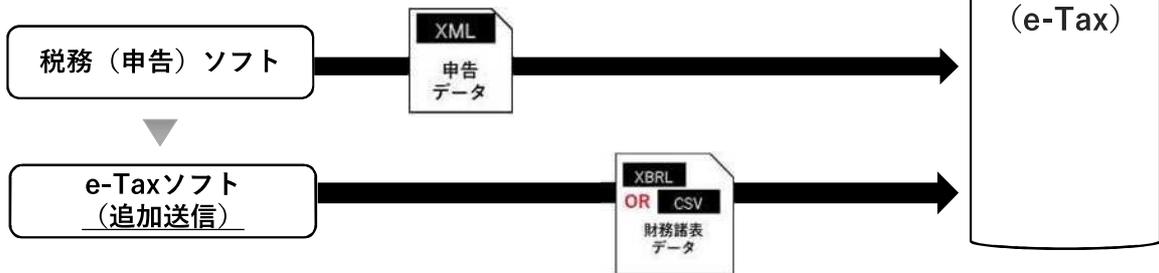


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



【参考】書面添付制度における相続税及び法人税の推移と現状について

○ 税理士法33条の2に係る書面添付割合（相続税）【全国】

項目 \ 年度等	R3	R4	R5
書面添付割合	23.1%	23.4%	24.3%
意見聴取割合	3.9%	4.2%	4.1%
調査省略割合	32.3%	25.7%	28.3%

○ 税理士法33条の2に係る書面添付割合（相続税）【広島局】

項目 \ 年度等	R3	R4	R5
書面添付割合	38.9%	38.4%	41.7%
意見聴取割合	3.5%	4.5%	4.9%
調査省略割合	60.2%	43.1%	51.9%

○ 税理士法33条の2に係る書面添付割合（法人税）【全国】

項目 \ 年度等	R3	R4	R5
書面添付割合	9.8%	10.0%	10.0%
意見聴取割合	1.2%	1.5%	1.5%
調査省略割合	52.0%	47.9%	46.5%

○ 税理士法33条の2に係る書面添付割合（法人税）【広島局】

項目 \ 年度等	R3	R4	R5
書面添付割合	16.8%	17.1%	16.9%
意見聴取割合	2.0%	2.9%	2.5%
調査省略割合	45.2%	40.7%	37.6%